

松江市情報公開審査会答申
(答申第 10 号)

令和 5 年 5 月

松 江 市

実施機関の職員が口頭及び電子メールでの照会を行った目的は、その回答文書を実施機関の組織の意思決定に用いるためであったと考えられる。そして、当該回答文書の作成に当たり、実施機関は、職員の電子メールの記録、電話の録取記録、回答文書作成起案等を組織共用文書として保有するものである。

したがって、実施機関の職員と本件法人間でなされた口頭及び電子メールでの照会並びに回答は、条例第2条第2号にいう公文書すなわち「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当する。

(2) 実施機関の主張の要旨

審査請求人が主張する事実関係については概ね認めるものの、当該照会文書は、実施機関が本件法人に対し、参考として見解を照会したものにすぎず、実施機関の職員と本件法人間でなされた口頭及び電子メールでの照会及び回答を「組織の意思決定に用いた」ものではない。

したがって、実施機関の職員と本件法人間でなされた口頭及び電子メールでの照会並びに回答は、条例第2条第2号にいう公文書、すなわち「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当せず、文書不存在を理由とする本件決定は妥当である。

4 審査会の判断

(1) 前提事実

本件公開請求に先立ち、審査請求人は、実施機関に対して固定資産税の賦課に関する質問を行い、これに対する回答として、実施機関は、松江市財政部長名義で2通の文書（令和2年6月29日付及び同年7月29日付）（以下まとめて「本件回答文書」という。）を審査請求人に送付した。

本件回答文書には、いずれも「 の見解」（以下「本件法人の見解」という。）と明記の上で、その見解内容が記載されている。

また、実施機関の職員（具体的には松江市財政部固定資産税課職員）は、本件回答文書を起案・作成する過程で、本件法人の担当者との間で、別紙電子メール目録記載のとおり、電子メールでのやり取りを複数回にわたり行っていた（以下まとめて「本件電子メール」という。）。

(2) 本件審査請求の実質的な争点は、上記(1)に係る本件電子メールが、条例第2条第2号に定める「公文書」（具体的には「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」）に該当するか否かである。

条例第2条第2号は、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書〈中略〉及び電磁的記録（〈かっこ内略〉）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定める。

そして、「組織的に用いる」ものか否か、すなわち組織共用文書の実質を備えている

か否かは、課長等の一定の権限を有する者が了知していることのほか、担当職員個人の判断で自由に廃棄等の処分をすることができないこと、担当職員個人の執務の便宜だけのために保有しているものでないこと、複数の職員に利用されること、担当者が代わるとに引き継がれるものであること等の諸般の事情を考慮して、総合的に判断すべきものである。

(3) 以下、本件の具体的事情について検討する。

ア 本件回答文書は、担当部の管理職である財政部長名義で対外的に発出された文書である以上、その内容の正確性については、名義人である財政部長本人及び同部の他の管理職により相応の確認・点検を経た上で決裁がなされているはずである。

特に本件回答文書では、第三者である本件法人の名称をあえて挙げた上でその見解を引用・記載して作成されていることから、本件回答文書の決裁に当たっては、当該見解の有無・内容等を正しく把握するために当該見解の裏付け資料（一般に、本件法人からの回答文書、電子メール（紙媒体に出力・印刷したものを含む。）、電話録取書等が考えられる。）が何らかの形で存在するとすれば、それらを複数の決裁者において実際に確認するのが通常であろう。

少なくとも、本件回答文書自体にあえて「本件法人の見解」が記載されていることからすれば、「本件回答文書の作成過程において、実施機関の職員と本件法人の担当者との間で『本件法人の見解』に関するやり取りが何らかの形でなされている」という事実について、財政部長等が把握していた（又は、し得る状況にあった）ことは明らかである。

以上の意味において、本件電子メールは、少なくともその存在について「課長等の一定の権限を有する者が了知している」ものということができる。

イ また、本件電子メールは、本件回答文書に記載された「本件法人の見解」に関する裏付け資料となるものであり、本件法人の見解を直接確認する際に必要となるものであるから、担当職員個人の判断で自由に廃棄等の処分をすることはできないものと考えられるし、職員個人の執務の便宜だけのために保有しているものともいえない。また、もし当該業務の担当者が代われれば、当然に引き継がれるべき内容を備えたものということができる。

ウ さらに、実施機関側において、本件電子メールが担当課の代表メールアドレスを用いて送受信されていることからすれば、本件電子メールは組織としての担当課の業務に関するやり取りであると考えられる。

要するに、本件電子メールに係るやり取りは、本件の担当課職員であれば誰でも閲覧する権限があり、広く本件電子メールを参照し得る環境にあったのであるから、複数の職員に利用され得るものと評価できる。

エ 以上の各事情を総合的に考慮すれば、少なくともその存在自体に争いが無い本件電子メールについては、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実

施機関が保有しているもの」と言うことができる。

なお、本件電子メールのやり取りは、実施機関の職員による固定資産税の賦課業務の一環として行われているものであるから、本件電子メールが、条例第 2 条第 2 号にいう「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した電磁的記録」であることは明らかである。

- (4) よって、少なくとも本件電子メールについては公文書に該当し、かつ、現に存在するというべきであるから、文書不存在を理由としてなされた本件決定はこの限度で理由がないから、一部取り消されるべきである。

そして、実施機関は、本件電子メールの公開の当否について、条例第 11 条第 1 項に基づき決定を改めて行うのが妥当である。

- 5 審査会の処理経過等
別記のとおりである。

(別紙) 電子メール目録

別記

1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和3年3月4日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮問
令和3年3月22日	審査請求人から反論書及び口頭による意見陳述申立書を受理
令和3年5月21日 （審査会第1回目）	審議
令和3年7月15日 （審査会第2回目）	審議
令和3年8月20日 （審査会第3回目）	実施機関から意見聴取、審議
令和4年8月4日 （審査会第4回目）	審査請求人から口頭による意見陳述、審議
令和5年1月13日 （審査会第5回目）	審議
令和5年5月26日	審査庁に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

令和3年8月31日まで

氏名	所属等	備考
朝田 良作	消費者ネットしまね代表	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
佐々木 和子	総務省行政相談委員	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

令和3年9月1日から

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
川岡 佳子	総務省行政相談委員	
熊谷 優花	弁護士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

3 本件関連条例等（抜粋）

【松江市情報公開条例】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の市の施設又は機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（公開請求に対する措置）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨（一部を公開するときは、公開しない部分及びその理由を含む。）及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2・3 略